

裁判例等から見たノウハウ・営業秘密の法的保護

—民事上の救済と刑事罰—

弁理士 外川 英明

要 約

知的財産基本法は「我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性」(1条)を強調して平成15年に施行され、我が国の知的財産立国政策が実行されてきた。しかし近年、我が国の産業競争力は依然として弱体化傾向をたどっており、世界経済の中での日本のプレゼンスは低下している。そして、この競争力弱体化の一因は、技術の海外流出といっても過言ではない。

ノウハウ・営業秘密をめぐる事件で裁判所は、「グローバル化する社会において企業の競争力を維持・強化するための技術的優位の重要性」「アジア諸国の技術的台頭」を叫び、「一般予防の見地から厳しい態度で臨む必要がある」と述べ、事の重大性を訴えている。

平成の時代に入ってから、我が国のノウハウ・営業秘密をめぐる裁判例は数多あるが、近年の裁判例のキーワードを列挙すると、「海外流出」「我が国産業の国際競争力の低下」「企業競争の激化」「国際的提携関係」「転職」「刑事事件」…。

本稿では、いくつかの裁判例（和解を含む）の検討を通して、裁判所がどのような点に注目して民事上の救済や刑事罰を科しているのかを精査し、実務上の留意点を示すこととする。

目 次

1. はじめに
 - 1.1 技術の流出と産業競争力の低下
 - 1.2 企業内の秘密情報の種類・内容
 - 1.3 企業内の秘密情報の保護制度
2. 不正競争防止法による保護
 - 2.1 不正競争防止法による営業秘密の保護
 - 2.2 民事事件の裁判例
 - 2.3 刑事事件の裁判例
3. その他の保護
 - 3.1 民法による保護
 - 3.2 秘密保持契約その他契約の秘密保持条項による保護
 - 3.3 企業内の秘密保持規程・就業規則等による保護
 - 3.4 不正アクセス禁止法による保護
 - 3.5 個人情報保護法による保護
4. おわりに
 - 4.1 営業秘密該当性
 - 4.2 退職時の秘密保持契約・秘密保持条項
 - 4.3 差止めの対象
 - 4.4 刑事罰

1. はじめに

1.1 技術の流出と産業競争力の低下

知的財産基本法は「我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性」(1条)を強調して平成15年に施行され、我が国の知的財産立国政策が実行されてきた。しかし近年、我が国の産業競争力は様々な要因から依然として弱体化傾向をたどっており、世界経済の中での日本のプレゼンスは低下している。そして、この競争力弱体化の一因は、技術の海外流出といっても過言ではない。

グローバル化の波及及び情報技術(インターネット・SNS等)の発達は、我が国の終身雇用制を崩壊させるとともに、テレビやネットの広告に転職サイトや転職支援エージェントを頻繁に登場させる時代を招来した。人材の流動化により、従業員の企業への帰属意識、ロイヤリティが希薄化するとともに、ノウハウ・営業秘密漏洩のリスクも増大してきている。

世界規模の企業競争が激化して、企業同士の国際的技術提携が増加し、企業の外国人材の採用や海外現法における現地人材の採用、さらに情報技術の発達によって、ノウハウ・営業秘密の流出も大容量となり、流出範囲も国内のみならず、世界規模に拡大し、情報流出の痕跡をたどるのも困難を極めている。そして、この数年のコロナ禍で普及してきた在宅勤務等のテレワークや、契約社員・アルバイト・パート等の非正規雇用の増加が、さらにノウハウ・営業秘密の管理を難しいものになっている。

「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020 調査実施報告書」⁽¹⁾によれば、2020年度の調査で、秘密漏洩の主体の1番は、中途退職者(役員・正規社員)による漏洩で36.3%、2番目が現職従業員等の誤認等による漏洩で21.2%であった。2016年に行われた同調査では、中途退職者(役員・正規社員)による漏洩が28.6%、現職従業員等の誤認等による漏洩が43.8%であったのと比較すると、退職者と現職従業員の順位が逆転したことになる。この4年間での逆転が、人材の流動化と関係するかどうかは、さらなる検証が必要であるが、ノウハウ・営業秘密をめぐる社会環境が大きく変動していることは間違いないものと思われる。

1.2 企業内の秘密情報の種類・内容

企業内の秘密情報を大きく分類すると「技術情報」と顧客名簿等の「経営・営業情報」に分けることができる。具体的なノウハウ・営業秘密の例としては、以下のものが想定される。

(1) 技術情報

研究開発情報(実験データ、試作品情報等)。製造ノウハウ(製造方法等)。図面(金型図面、組立図面、部品図面)。工場設備。コンピュータプログラム(特にソースコード)。機械効率化のデータ。

植物新品種、植物の育種・交配・栽培等の技術、F1ハイブリッド種子等種子、固定種自体。微生物やその利用方法、機能性食品、遺伝子等。

ネガティブ・インフォメーション(製品開発における失敗情報、不採用情報)。秘密保持契約等対象の他社技術情報。

(2) 経営・営業情報

取締役会配布資料・議事録。技術の会社開発方針。市場分析情報。

仕入れ先、商品の原価・仕入れ価格情報。輸入先目録。取引先情報(顧客名簿、取引実績、支払い状況等)。従業員情報。派遣社員情報。

(1) 情報処理推進機構(IPA)発行(実施:みずほ情報総研株式会社)「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020 調査実施報告書」令和3年3月 28頁

1.3 企業内の秘密情報の保護制度

企業内の秘密情報は、様々な法律等に基づいて裁判上で保護され、企業等ノウハウ・営業秘密保有者はこれらによって救済を受けることができる。

当該ノウハウ・営業秘密のうち、不正競争防止法における「営業秘密」の定義（不正競争防止法2条6項）に該当する秘密情報は同法による保護、この定義に該当しないものも含めて他に、民法等による保護や、秘密保持契約や資材取引基本契約等の秘密保持条項による保護、企業内の秘密保持規程や就業規則等の企業内規程による保護等様々な形で保護されている。

不正競争防止法21条1項1号括弧書きに規定する不正アクセス行為に該当する行為によって他人の営業秘密を取得した者に対しては、不正競争防止法の他、不正アクセス禁止法が適用される。

さらに、個人情報取扱事業者の場合は、個人情報保護法が適用されるので、特に顧客情報の取り扱いは重要である。

本研究会は、「不正競争を中心とした非登録型知財法制」をテーマとして掲げているので、本稿では、不正競争防止法の営業秘密に該当する場合を中心に、主に産業競争力に直接関係する技術情報について、従業員・元従業員・関連企業従業員等が引き起こした漏洩事件に関する裁判例（和解を含む）を検討する。あわせて、これら裁判例の動向に付随して積み重ねられてきた関連法の改正についても触れることとする。

2. 不正競争防止法による保護

2.1 不正競争防止法による営業秘密の保護

我が国の裁判では、不正競争防止法平成2年改正以前には、ノウハウ・営業秘密に関する民事救済のうち、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条）は認められてきたが、差止請求権は認められてこなかった。この点を明確にしたのは東京高裁の仮処分申請却下決定に対する抗告事件である。

原告人ドイツェ・ブェルフト AG が船舶のプロペラ軸の軸受装置のノウハウをワウケシャ社に供与したが、供与を受けたワウケシャ社は契約上の秘密保持義務に反して日本の子会社である中越ワウケシャ社に当該ノウハウを開示し、同社が船舶のプロペラ軸の軸受装置を製造・販売した事件である。

原告人ドイツェ・ブェルフト AG は、ノウハウの漏洩を根拠に契約当事者以外の第三者である中越ワウケシャ社を相手取って同装置の製造・販売の差止めを求めたが、東京高決昭和41年9月5日「ワウケシャ事件」⁽²⁾は、次のように述べて差止請求を認めず抗告を棄却した。

「(前略) ノウ・ハウは財産的価値のあるものではあるが、権利（無体財産権であるか、債権であるかを問わず）的なものとして第三者にも強制的にこれを認めさせるだけの効力を法律が許容しているとまでは現在のところ、解し得ないからである。ノウハウの擁護はこれを保持する者が産業上の秘密として他に漏洩することを事実上防止する外はないと云わざるを得ない。」

この時代には米国を舞台としているが、日本のIBM 互換機メーカー社員がFBIの囹捜査により盗品移送罪の共謀罪の疑いで逮捕されたIBM 産業スパイ事件（1982年6月22日発覚）や、コマツの重役会配布資料を会社と無関係な情報ブローカーが盗み出し、コマツの複数の競業企業へ売り渡した東京地判平成3年12月17日「コマツ事件（刑事）」⁽³⁾が発生している。コマツ事件では、刑法だけでは「財物性」との関連で情報自体を盗んだり、盗んだものを知って入手したりする行為に刑事罰を科するのは困難であることが明らかになった。

この後、我が国国会が、営業秘密に関する差止請求権を認める立法を行うまでには、ワウケシャ事件東京

(2) 東京高決昭和41年9月5日下級民集17巻9・10号769頁 判時第464号34頁、判タ第199号169頁「ワウケシャ事件」

(3) 東京地判平成3年12月17日「コマツ事件（刑事）」判例集未搭載。当該情報ブローカーには、建造物侵入罪、原本（紙）に関する窃盗罪で懲役2年6月の判決が下され、確定した。入手側企業15社については贓物故買罪（現刑法の「盗品等有償譲受け罪」）の適用が検討されたが、財物性の観点から刑事責任は不問となった。

高裁決定から四半世紀を要した。しかも、この不正競争防止法平成2年改正（平成3年6月15日施行）は、外圧、すなわち1986年9月に開始したGATT（関税及び貿易に関する一般協定）ウルグアイラウンドに対応するためのもので、TRIPS協定39条に整合するものである。

不正競争防止法平成2年改正は、営業秘密を定義するとともに不正競争行為を類型化（6類型、この後、平成27年改正で1類型追加された。）し、これらに該当する場合には救済手段として差止請求権を認めたもので、この時点では刑事的救済規定の導入は見送られたものの、我が国における営業秘密の裁判上の本格的な民事的救済制度をスタートさせるものであった。

この平成2年改正は、我が国企業に大きな影響を与え、改正に対応すべく、多くの企業は「物的管理」として金庫・鍵付ロッカーの用意、秘密表示の徹底、パソコンのIDやパスワード等の徹底等、「人的管理」として秘密管理規程制定、従業員（海外現法の従業員を含む）への営業秘密教育、従業員の意識・知識の向上、誓約書、契約書の取得等、様々な形で改正法対策を行った。

この不正競争防止法平成2年改正の後、平成15年改正（平成16年1月1日施行）では、平成2年改正で見送った刑事罰の導入に踏み切った。営業秘密侵害行為のうち、特に違法性の高い9類型について不正競争防止法21条1項1号ないし9号に規定し、営業秘密侵害罪として処罰の対象としている。

平成15年改正以降も、不正競争防止法の平成17年、18年、21年、23年、27年各改正で、未遂罪規定の新設、非親告罪化、海外重罰規定の導入、国外犯の処罰規定の導入等、刑事罰に関する規定が着々と充実・強化されてきている。今まで営業秘密に関しては民事事件に注目が集まっていたが、刑事罰の充実と相まって刑事事件についても注目すべき時代となった。

なお、社会の急激な変化に対応すべく、不正競争防止法が頻繁に改正されてきているが、行政も様々な指針を公表している。直近では、令和4年5月に「秘密情報の保護ハンドブック」⁽⁴⁾「限定提供データに関する指針」⁽⁵⁾が改訂された。

2.2 民事事件の裁判例

2.2.1 新日鐵住金（現在の日本製鉄（株））⁽⁶⁾営業秘密漏洩事件

・新日鐵住金 対 POSCO 社事件・・・和解

・日本製鉄 対 元従業員・・・東京地判平成31年4月24日、知財高判令和2年1月31日

原告は、事件発生当時は新日本製鐵（株）であった。本事件の流出先は、韓国であるが、韓国メーカー POSCO 社を通じて中国にも流出した模様である。流出者は複数の日本人元従業員である。会社同士の民事訴訟は高額で和解したが、原告は、このうちの元従業員1名に対し、民事訴訟を提起し、被害企業は、こちらでも高額の損害賠償判決を勝ち取った。

この対元従業員訴訟では、図利加害目的での不正使用・不正開示行為が認定され、不正競争防止法2条1項7号が適用された。

(4) 経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」平成28年2月公表、令和4年5月17日最終改訂

(5) 経済産業省「限定提供データに関する指針」平成31年1月23日公表、令和4年5月最終改訂

(6) 事件当時は「新日本製鐵（株）」、その後2012年に住友金属工業（株）と経営統合して「新日鐵住金（株）」、2019年には「日本製鐵（株）」に商号変更。

2.2.1.1 新日鐵住金 対 POSCO 社事件

(1) 事件の概要⁽⁷⁾

① 事件発覚

2007年、韓国鉄鋼メーカ POSCO 社は同社元社員が中国の宝山鋼鉄に方向性電磁鋼板⁽⁸⁾に係る営業秘密を不正開示したとして韓国で民事訴訟を開始した。

この元社員は、韓国の裁判所で宝山鋼鉄に流出させた技術は POSCO 社のものではなく、「新日本製鐵から入手したものである。」と証言・主張して事件が発覚した。新日本製鐵は、この情報を得て調査を開始し、民事訴訟提起に至った。韓国の訴訟で事件が発覚し、日本の裁判へ発展した珍しいケースである。結局、新日本製鐵の電磁鋼板に係る営業秘密は、韓国へ流出した後、さらに中国に流出した可能性があることとなる。

なお、電磁鋼板に係る営業秘密は、上記分類では主に技術情報のうちの、製造ノウハウ（製造方法等）に該当する。

② 訴訟提起

新日本製鐵は、2012年4月19日付で、POSCO 社及びその日本法人 POSCO JAPAN 社を被告として、不正競争防止法等を根拠に方向性電磁鋼板に係る営業秘密を POSCO 社が不正に取得・使用しているとして、製造・販売の差止め及び986億円の損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。

また、米国ニュージャージー地区連邦地方裁判所においても POSCO 社及び POSCO America 社を米国特許の侵害等を理由とする差止め及び損害賠償請求訴訟を提起した。さらに大韓民国大邱（テグ）地方法院浦項（ポハン）支部においても訴訟提起している。

同時に、POSCO 社の営業秘密不正取得・使用行為に加担したとして新日本製鐵元社員1名を被告とし不正競争防止法等に基づく損害賠償請求訴訟も東京地方裁判所に提起した。

注目すべきは、新日本製鐵と POSCO 社は2000年に戦略的提携契約を締結し、研究開発・技術交流・原料調達でも提携中であった。

(2) 和解

2015年（平成27年）9月30日、POSCO 社が300億円を当時の新日鐵住金に支払うことで和解し、新日鐵住金は、この和解により、日本、米国、韓国で提起していた訴訟をすべて取り下げた。

両会社間では和解したが、新日鐵住金は元従業員に対する損害賠償請求訴訟を維持した。

2.2.1.2 日本製鐵 対 元従業員事件

東京地判平成31年4月24日・知財高判令和2年1月31日⁽⁹⁾

方向性電磁鋼板に係る営業秘密漏洩事件で、原告日本製鐵は元従業員1名に対し、以下の主張・請求を行った。

(7) 「事件の概要」は、主に新日本製鐵（株）プレスリリース2012年4月25日「POSCO 等に対する訴訟の提起について」、2015年9月30日「株式会社ポスコ等との訴訟における和解について」及び東洋経済オンライン2012年10月26日「新日鐵住金 VS. ポスコ 電磁鋼板の製造技術めぐり公判始まる」による。

(8) 電磁鋼板は、特殊な製造プロセスで磁気特性を向上させた高機能材料で、発電機やモーターなどの鉄心として広く使われている。特に「方向性電磁鋼板」は、一方向に磁化しやすい特性を持たせた鋼板として、家庭用変圧器の鉄心に広く使用され、変圧器の効率向上や送配電時の電力ロス軽減に貢献しているといわれている。鉄の結晶がきれいに整列する様子から「鉄の芸術品」と呼ばれることもある。新日本製鐵は、この「方向性電磁鋼板」に係る製造ノウハウについて営業秘密性を主張し、不正取得・使用を理由に訴訟を提起していた。

新日本製鐵が昭和43年に製造技術を確立、同社はトップメーカーとして多大な利益を上げてきたが、近年 POSCO 社に差を縮められていた。

方向性電磁鋼板の生産規模は、世界で年間約100万トン。新日本製鐵の世界シェアは約30%。POSCO 社は、2004年ころから品質を向上させ、現在世界シェアを約20%に上昇させている。

(9) 東京地判平成31年4月24日 裁判所 HP、知財高判令和2年1月31日 裁判所 HP [日本製鐵 対 元従業員事件]

- ① 不正競争防止法2条1項4号又は7号に該当
- ② 不正競争防止法3条1項に基づき本件営業秘密の使用・開示の差止め
- ③ 不正競争防止法3条2項に基づき本件営業秘密を記録した電子ファイル及びその媒体の廃棄
- ④ 主位的に不正競争防止法4条に基づく損害賠償、予備的に民法709条に基づく損害賠償として、10億2300万円及び民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払い

一審の東京地判平成31年4月24日は、営業秘密該当性を認定した後、原告の請求を全て認め、当該営業秘密の使用・開示の差止め、記録媒体の廃棄、10億2300万円の損害賠償金等の支払いを命じる判決を下した。

被告は、新日鐵住金とPOSCO社間の和解が既に成立していることを捉え、自分とPOSCO社の負う債務は不真正連帯債務であるので、POSCO社の和解金支払いにより被告の損害賠償債務は消滅したとする弁済の抗弁を行った。これに対し、一審裁判所は、POSCO社から新日鐵住金に支払われた300億円の支払いが本事件の損害賠償債務の履行であると認めるに足る証拠はないとして、これを否定した。

さらに、この点に関し知財高判令和2年1月31日は、一審判決の結論を支持したが、以下の二つの理由に改めた。①POSCO社と被控訴人との間でPOSCO社の負う債務額について合意がされたとしても合意の効果は控訴人に及ぶものではない、②当該300億円がいかなる債務のいかなる額の弁済に充てられたかの証拠がない。

結局、被告は個人として10億2300万円の損害賠償債務を負うこととなった。

判決文は、営業秘密事件であることに鑑み、黒塗部分(●)が多いが、一審判決を中心に以下検討する。第一審は、各論点につき、以下のように判断している。

(1)「営業秘密」該当性

① 秘密管理性

裁判所は、①電磁鋼板工場への立入り制限が行われていたこと、②被告が秘密管理の指導を受けていたこと、③「機密保持規程」が存在していたこと、④被告が原告及び在籍していた関連会社日鐵プラント設計⁽¹⁰⁾に対し「秘密保持の書面」を提出していたこと等を認定し、原告の営業秘密の秘密管理性を認めた。

近年の日本企業、特に大企業は、不正競争防止法平成2年改正当時に比して、営業秘密の秘密管理性を容易に充足できるだけの秘密管理を実践しているものといえる。

② 有用性

裁判所は、技術情報1ないし27の内容を具体的に精査し、以下のように原告が方向性電磁鋼板の技術開発に莫大な資源を投入してこの技術を確立した旨を認定し「有用性」要件を肯定した。

方向性電磁鋼板に関し、「原告は、長期間をかけて、独自の研究を行うとともに、膨大な回数のラボ実験及び現場試験を通じて、工業生産を実現するための操業条件を確立した。」「いずれも電磁鋼板の製造技術・ノウハウに関する原告の技術情報であるから、原告の電磁鋼板の品質の優位性を保持する目的等に有用なものとして、事業活動に有用な技術上の情報であると認められる。」

有用性要件については、まったく問題なく認められている。

③ 非公知性

被告は、本件技術情報(特に本件技術情報1ないし6、8ないし17及び26)には、公知文献等に記載された情報が含まれているので「非公知性」要件を充足しない旨を主張した。裁判所は、被告が公知文献等であるとした特許第2749783号公報及び特開2002-309378号公報について、原告が自認する記載内容を見ても、「方向性電磁鋼板の●(省略)●に関する情報が、実務的な有用性を持つまとまりを持った情報として公開

(10) 被告は、平成7年1月1日付で原告会社を退職し、原告関連会社の日鐵プラント設計に転籍している。

されていたと認めるに足りない」ことを理由に、被告の主張を排除した。

そして、裁判所は、本件技術情報は、その内容からして、原告の管理下以外では一般的に入手できない状態にある情報であるから、公然と知られていない技術情報であると論結した。

電磁鋼板のような当該企業にとって重要な技術は、複数の特許出願を行うとともに製造ノウハウ等を営業秘密で広く保護するのが通常である。したがって、裁判所が営業秘密の非公知性と特許等の公開技術の関係を「実務的な有用性を持つまとまりを持った情報として」「原告の管理下以外では一般的に入手できない状態にある情報」は非公知性を充足すると認めたことは、企業等の営業秘密保有者にとっては、現実的で理にかなっているといえる。

控訴審である知財高判令和2年1月31日において、控訴人（一審被告）は、上記弁済の抗弁や不正競争防止法2条1項4号又は7号該当性を争ったが、特に重点を置いたのは、営業秘密の3要件のうち、「非公知性」を充足しない旨の主張であった。

この点に関し、控訴裁判所は、「非公知性」を充足する旨の一審の結論を支持しながら、上記結論の理由を以下のように付加し、さらに本件技術情報1ないし6、8ないし17及び26について詳細な検討を行った後、以下の結論に達した。

「本件技術情報は、電磁鋼板の生産現場で採用されている具体的条件を含むものであり、乙11記載の公知文献等⁽¹¹⁾に記載されている研究開発段階の製造条件とは、技術的位置付けが異なる。」

「乙11記載の公知文献等に記載されている製造条件は、文献毎にばらつきがあったり、一定の数値範囲を記載するにとどまるものである。」

「そして、電磁鋼板は多段階工程で製造され、高品質の電磁鋼板を製造するためには、各工程の最適条件の組合せが必要とされるのであって、一工程の一条件のみでは高品質の電磁鋼板を製造することはできない。」

「乙11記載の公知文献等に本件技術情報の具体的な条件を含む記載があるというだけでは、生産現場で実際に採用されている具体的な条件を推知することはできず、非公知性は失われていないというべきである。」

(2) 不正競争行為の認定

被告は、開催された会議等で、本件技術情報1ないし27をPOSCO社に開示した。そしてコンサルタント業務委託料として3000万円を受け取った。

「原告とPOSCOは鉄鋼メーカーとして競合関係にあったところ、●（省略）●契約等は、電磁鋼板の生産高を左右する重要な要素である●（省略）●操業パラメータ●（省略）●であり、被告からPOSCOに対して開示された本件技術情報は●（省略）●内容といえることができる。」

「他方、被告は、原告及び日鐵プラント設計において長年にわたって電磁鋼板の技術開発等に従事し、退職時には原告及び日鐵プラント設計との間で秘密保持の契約が締結されていたのであり、上記の背景事情や本件技術情報の重要性を知悉していたものと推認されることからすれば、被告において、原告との秘密保持の契約に反し、自ら利益を得る目的で、本件技術情報をPOSCOに開示したものと認められる。」として図利加害目的の不正開示が認定され、不正競争防止法2条1項7号の「不正競争」に該当すると論結された。

(11) 「乙11記載の公知文献等」とは、控訴人提出の「営業秘密（目録番号1～27）に非公知性が認められないことに関する報告書」と題する文書（乙11）記載の特許公報、論文等をいうと定義されている。ここには、特開平7-62440号公報、特開平6-25749号公報、特開平6-100938号公報等が含まれている。

2.2.2 東芝営業秘密漏洩事件

・東芝 対 SK ハイニックス社事件・・・和解

・提携会社（サンディスク社）元従業員に関する刑事事件・・・東京地判平成 27 年 3 月 9 日、東京高判平成 27 年 9 月 4 日（後述）

本事件の流出先は、韓国 SK ハイニックス社である。流出者は東芝の提携先（サンディスク社）の日本人元従業員である。東芝と SK ハイニックス社間の民事訴訟は高額で和解着したが、提携先元従業員に対する刑事訴訟が係属し、執行猶予なしの懲役刑が言い渡され確定した。

（株）東芝は、2014 年 3 月 13 日付プレスリリースで以下の発表を行った。

「当社は、1987 年に他社に先駆けて開発し、現在も米国サンディスク社と共同開発・共同生産を行っている NAND 型フラッシュメモリの技術に関する機密情報について、韓国 SK ハイニックス社がこれを不正に取得・使用しているとして、本日、同社に対し、不正競争防止法に基づき損害賠償等を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。韓国 SK ハイニックス社の元従業員が、2008 年当時、当社の四日市工場内でサンディスク社の従業員として共同開発に従事していた際に、当社の機密情報を不正に持ち出し、当該情報が韓国 SK ハイニックス社で使用されていたとして、不正競争防止法違反の容疑で逮捕された事実を受けて、本訴訟は提起したものです。」

ここでいう「NAND 型フラッシュメモリの技術に関する機密情報」とは、「当時世界最小の半導体メモリである NAND 型フラッシュメモリの信頼性検査の方法や試験データ等に係る営業秘密情報」（後述東京地判平成 27 年 3 月 9 日）である。

本事件は、2014 年 12 月 19 日付で東芝と SK ハイニックス社が和解したことで決着した。SK ハイニックス社が東芝に 2 億 7800 万ドル（約 330 億円）を支払う旨合意し、あわせて半導体の提携分野を拡大すると表明した。ここでも注目すべきは、新日鐵住金事件と同様に、東芝と SK ハイニックス社は事件前から強力な提携関係にあったということである。

2.2.3 その他の近年の民事事件

2.2.3.1 知財高判平成 30 年 3 月 26 日 [RF 信号自動切換器ソースコード事件]⁽¹²⁾

知的財産高等裁判所は、漏洩の対象となった RF 信号自動切換器に関する PC ソースコード等は、「営業秘密」に該当するとし、控訴人（一審被告）の行為には不正競争防止法 2 条 1 項 8 号・10 号を適用し被告製品の差止め及び不正競争防止法 5 条 1 項を適用し「侵害の行為を組成した物」の廃棄請求を認めた。

知財高裁は、営業秘密の「秘密管理性」要件につき、被控訴人の 5 つの秘密管理措置を挙げて「秘密管理措置が講じられていることは明らか」と論結している。

被控訴人（一審原告）の RF 信号自動切換器に関する PC ソースコード、マイコンソースコード、回路図データ、部品リストデータ及び基盤データを控訴人（一審被告）が不正開示を受けて取得し、これらを使用して控訴人製品を製造・販売した（不正競争防止法 2 条 1 項 8 号及び 10 号に該当）として被告製品の製造・販売の差止め及び廃棄を請求するとともに損害賠償を請求した事件の控訴審である。被控訴人の営業部部長であった A が在職中に控訴人会社を設立し、そこに被控訴人従業員 B、C、D がそれぞれ転職したことによる営業秘密の漏洩である。

知財高裁は、PC ソースコードのみにつき、控訴人が重大な過失により不正取得し、控訴人製品を製造・販売したと認定した。マイコンソースコード、回路図データ等の PC ソースコード以外については、不正使用行為があったとは認められないとして原判決を変更して損害賠償額を減じている。

(12) 知財高判平成 30 年 3 月 26 日 裁判所 HP [RF 信号自動切換器ソースコード事件] なお、原審：東京地裁立川支部平成 26 年（ワ）第 1519 号 判例集未搭載。

また、知財高裁は、被控訴人の5つの秘密管理措置を挙げて営業秘密の要件の一つである「秘密管理性」を認定した。

「①被控訴人は、(略)就業規則を制定し、従業員に秘密保持義務を課していたこと、②被控訴人は、(略)情報セキュリティ管理の国際規格であるISO27001の要求事項に適合していると認証され、適合性審査を毎年更新しており、ISO規格の内部監査員養成セミナーを受けたシステム管理責任者らにより、従業員に対し、一般情報セキュリティ教育を行っていたこと、③被控訴人の資産台帳上、機器制御ソフトウェア、部品リストデータ、基板データ、回路図データは、公開レベル『秘密』と区別されていること、④被控訴人の社内ファイルサーバ内のデータのうち、アクセスを制限するものは、『会社資料S』、『仕様書原本S』、『開発技術S』、『栄幸電子S』、『営業部S』の5つのフォルダに分けられ、それぞれアクセスできる従業員を限定した上で、個々の従業員が特定の端末から、ユーザー名とパスワードを入力しなければアクセスできないように管理されていたこと、⑤本件情報のうち、原告部品リストデータは『栄幸電子S』フォルダに保管され、原告PCソースコードや原告マイコンソースコード、原告回路図データ、原告基板データは、『開発技術S』に保管されていたことが認められる。」

被控訴人は役員以下15名程度の小規模会社であるにもかかわらず、ISO認証の取得まで行っており、秘密管理としては理想的な体制であったと考えられ、知財高裁も上記秘密管理体制を総括して以下のように締めくくっている。

「被控訴人においては、就業規則で秘密保持義務を課し、情報セキュリティ教育を実施し、本件情報をいづれも秘密と指定し、社内ファイルサーバ内のフォルダにアクセスできる従業員を限定しているのであるから、本件情報について秘密管理措置が講じられていることは明らかである。」

近年は、小規模でも上記①ないし⑤のような秘密管理を行っている企業もあり、不正競争防止法平成2年改正から約30年経過して営業秘密に対する日本企業の認識も変わってきているといえる。

2.2.3.2 東京地判平成29年2月9日〔靴木型事件〕⁽¹³⁾

・知財高判平成30年1月24日

靴の製造委託契約先や元原告従業員等複数の被告(三國、A i、A ii。たくみ屋、A iii)を相手とする事件であるが、裁判所は、原告の本件設計情報に係る営業秘密の「秘密管理性」充足を認めた。

「①原告においては、従業員から、原告に関する一切の『機密』について漏洩しない旨の誓約書を徴するとともに、就業規則で『会社の営業秘密その他の機密情報を本来の目的以外に利用し、又は他に漏らし、あるいは私的に利用しないこと』や『許可なく職務以外の目的で会社の情報等を使用しないこと』を定めていたこと

②コンフォートシューズの木型を取り扱う業界においては、本件オリジナル木型及びそのマスター木型のような木型が生命線ともいえるべき重要な価値を有することが認識されており、本件オリジナル木型と同様の設計情報が化体されたマスター木型については、中田靴木型に保管させて厳重に管理されていたこと、

③原告においては、通常、マスター木型や本件オリジナル木型について従業員が取り扱えないようにされていたことを指摘することができる。

これらの事実を照らすと、本件設計情報については、原告の従業員は原告の秘密情報であると認識していたものであり、取引先製造受託業者もその旨認識したものであると認められるとともに、上記①の誓約書所定の『機密』及び就業規則所定の『営業秘密その他の機密情報』に該当するものとみられ、原告において上記①の措置がとられていたことは秘密管理措置に当たるといえる。」

(13) 東京地判平成29年2月9日(平成26年(ワ)第1397号:第1事件、平成27年(ワ)第34879号:第2事件)裁判所HP、知財高判平成30年1月24日(平成29年(ネ)第10031号)裁判所HP〔靴木型事件〕

また、「非公知性」についても市場で購入できる靴との関係を以下のように述べて非公知性の充足を認めた。「靴の皮革は柔軟性を有するため、市場に出回っている革靴から、その靴の製造に用いた木型と全く同一の形状・寸法の木型を再現しその設計情報を取得することはできない。」

裁判所は、本件設計情報については「営業秘密」として認定し、不正競争防止法2条1項7号、8号を適用したが、被告A iiiが原告在職中に記憶した情報で取引先製造受託業者情報については、秘密管理性を否定した。

「従業員が職務として記憶した顧客情報等については、従業員の見込み可能性を確保し、職業選択の自由にも配慮する観点から、原則として、営業秘密のカテゴリーをリストにしたり、営業秘密を具体的に文書等に記載したりして、その内容を紙その他の媒体に可視化しているのでなければ、秘密管理性を肯定し難いというべきである。」

「記憶した顧客情報等」、すなわち無形的秘密については文書化等有形的秘密にし、しかも有形的秘密も取引先製造受託業者情報等当該営業秘密が具体的に有形化されていなければ、秘密管理性は充足しないことを明確にしている。

知財高判平成30年1月24日は、被告三國の行為は不正競争防止法2条1項7号に、被告たくみ屋の行為は不正競争防止法2条1項8号の不正開示行為後の営業秘密の使用行為に該当する等とした原審を支持して控訴を棄却した。

2.2.3.3 大阪地判平成29年10月19日 [アルミナ長繊維営業秘密事件]⁽¹⁴⁾

被告は、原告（大明化学工業）在職中に、競合会社である訴外双和化成に転職するために、原告のアルミナ長繊維関連技術をUSB及び外付けHDDに複製・領得したものである。被告は、在職中の悪質な営業秘密取得行為を理由に原告会社を懲戒解雇されているが、在職中から双和化成と接触し、退職後に双和化成に協力し相当の経済的待遇を受けている。

本件の技術情報（アルミナ長繊維関連技術）は、Yドライブに電子データとして保存されていた。「アクセス権を付与する者を限っており、同ドライブへの接続は、開発課従業員4名の業務用端末PC及び開発課事務室に設置された共用ノート型PCからのみ可能であり、これらPCには、いずれもログインID及びパスワードが設定され、部外者は使用することが不可能なものであったということからすると、Yドライブ内に保存されていた本件電子データには、客観的にアクセス制限の措置が講じられていたとすることができる。」「秘密管理に関する規定を定めて従業員にもその趣旨を徹底させる誓約書を提出させている。」

裁判所は、原告のアルミナ長繊維関連技術を営業秘密と認定し、不正競争防止法2条1項7号を適用して本件電子データの開示、使用の差止めを認めるとともに、3条2項に基づく本件電子データ及びその複製物の廃棄を命じる旨、判決した。

なお、以下の本事件の誓約書第2項の「データ」の文言を根拠に原告が「データ」の返還を請求していた点については、本件誓約書の解釈上、これを認めなかった。誓約書第2項は以下のとおりである（下線は筆者追記）。

「2. 機密資料の保管・返還 貴社在職中は、私が保管を命ぜられた貴社の営業秘密情報及び個人秘密情報に関する資料類（製品、試作品、文書、データ、図面、電子媒体等一切）を責任を持って保管し、第三者に漏えいせず、また、貴社退職時にはこれら全ての資料を貴社に返還すること。」

これに対し、裁判所は、ここにいう返還義務は、有形的秘密、すなわち「物理的存在を認識し得る資料一般」だけであり、無形的秘密、すなわち「データ」は含まれないと論結した。

(14) 大阪地判平成29年10月19日 裁判所HP、大阪高判平成30年5月11日 裁判所HP
最終（一小）平成30年10月11日 LEX/DB25562862 [アルミナ長繊維営業秘密事件]

「ここにいう『データ』とは、保管し返還することが求められる資料類として例示されている『製品、試作品、文書、図面、電子媒体等一切』と同じく、物理的存在を認識し得る資料一般を指す意味で用いられていると解するのが無理はなく、したがって本件誓約書2項にいう『保管を命ぜられ』、返還を義務付けられる対象としての『データ』とは、無形物としての情報ではなく、その情報が記録されている媒体一般を指していると解するのが相当である。」

控訴審の大阪高判平成30年5月11日は、原審を支持し控訴を棄却した。さらに、上告審である最決（一小）平成30年10月11日も上告棄却、上告不受理で本事件は決着した。

2.2.3.4 東京地判平成29年10月25日 [取引先等の機密情報事件]⁽¹⁵⁾

A社からB社へ転職した元従業員が、B社においてA社の顧客・営業情報を使用して営業活動を行ったとして、A社がB社及び当該元従業員を訴えた事件である。

本事件は、技術情報に関する漏洩事件ではなく、得意先・粗利管理表、規格書、工程表、原価計算書等の顧客・営業情報に関する漏洩事件ではあるが、秘密保持契約書・秘密保持条項と不正競争防止法の関係について興味深い判断を示しているので検討する。

裁判所は、A社・元従業員間で締結していた秘密保持契約の秘密保持条項の対象は「業務上知り得た機密事項」であって、具体的には①ないし④を列記しているとし、特に④に注目した。

「本件秘密保持条項において開示又は漏えいが禁止されている情報は、『業務上知り得た機密事項』であり、①経営上、営業上、技術上の情報一切、②取引先に関する情報の一切、③取引条件など取引に関する情報の一切、④機密事項として指定する情報の一切、がその内容であると規定されている。」

「(略) 包括的な規定である④において使用者が機密事項として『指定する』ことが前提とされていることに照らすと、当該機密事項については、公然と知られていないこと、原告の業務遂行にとって一定の有用性を有すること、原告において従業員が秘密と明確に認識し得る形で管理されていることを要すると解すべきであり、これを前提とする限りにおいて、本件秘密保持条項は有効というべきである。」

裁判所は、「④機密事項として指定する情報の一切」の文言を充足しても、不正競争防止法が定義する「営業秘密」の3要件、「非公知性」「有用性」、そして「従業員が秘密と明確に認識し得る」と絞りをかけているが「秘密管理性」をさらに充足する必要があると指摘している。換言すれば、使用者が機密事項と指定しても「営業秘密」の3要件を充足しなければ秘密保持条項による秘密保持義務は課されないと裁判所は解しているのである。その前提には、退職後を含む秘密保持契約は「その内容が合理的で、被用者の退職後の行動を過度に制約するものでない限り、有効と解されるべきである。」との前提が存在する。

そして、この見解を本事件に当てはめて、裁判所は、「従業員が秘密と明確に認識し得る形での『秘密管理性』が充足されていない、しかも、不正使用行為の証拠もない」として原告の請求を棄却した。

本判決以前にも、契約上の秘密保持義務の対象を不正競争防止法の営業秘密の要件で絞り込んでいる判決として大阪地判平成24年12月6日 [攪拌造粒機事件]⁽¹⁶⁾がある。この事件は、攪拌造粒機の製造委託契約に基づき提供されていた技術情報をめぐる紛争である。

本事件の基本契約35条に秘密保持義務が規定され、一方で同契約47条2項で35条の効力が5年間残存する旨規定されている。

「被告の負う秘密保持義務が本件基本契約期間中のみならず、契約終了後5年間継続すること（本件基本契約47条2項）に照らせば、原告が秘密とするものを一律に対象とするものではなく、不正競争防止法に

(15) 東京地判平成29年10月25日 裁判所 HP [取引先等の機密情報事件]

(16) 大阪地判平成24年12月6日 裁判所 HP [攪拌造粒機事件]

おける営業秘密の定義（同法2条6項）と同様、原告が秘密管理しており、かつ、生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な情報を意味するものと解するのが相当である。このように本件基本契約上の秘密保持義務についても、非公知で有用性のある情報のみを対象といえるため、（中略）被告に上記秘密保持義務違反は認められないというべきであり、原告の上記主張は採用できない。」

攪拌造粒機事件でも裁判所は、秘密保持条項が契約終了後に残存することを理由に挙げながら、契約上の秘密保持の範囲を不正競争防止法の「営業秘密」の3要件で絞りをかけ、結論としては秘密保持義務を否定し、原告の請求を棄却した。

2.3 刑事事件の裁判例

2.3.1 日産自動車営業秘密漏洩事件

(1) 事件の概要

- ・第一審：横浜地判平成28年10月31日⁽¹⁷⁾執行猶予付き有罪
- ・控訴審：東京高判(6刑)平成30年3月20日⁽¹⁸⁾控訴棄却
- ・最決(二小)平成30年12月3日⁽¹⁹⁾上告棄却

日産自動車のサーバーコンピュータに保存された営業秘密である自動車の商品企画等のデータファイルへのアクセス権限を付与されていた日産従業員が、同社を退職して同業他社であるいすゞ自動車へ転職する直前に、同データファイルを私物のハードディスクに複製(3253件)したこと、当該複製は勤務先会社(日産自動車)の業務遂行の目的によるものではなく、その他の正当な目的をうかがわせる事情もないこと等の本件事実関係の下では、同従業員(起訴時はいすゞ自動車従業員)には、不正競争防止法21条1項3号にいう「不正の利益を得る目的」があったといえるとされた事例である。

本事件は、上告審まで上がったが、最決(二小)平成30年12月3日は、上告人の上告理由は、そもそも上告理由に当たらないとしながらも、職権で「不正の利益を得る目的」の事実認定につき、判断を示した。最高裁の上告棄却により、一審の「懲役1年、執行猶予3年」が確定した。なお、本事件は、不正競争防止法平成27年改正前の事件である。

(2) 図利加害目的

本事件は、アクセス権限を付与されていた従業員が転職直前に営業秘密を私物のハードディスクに複製した事件であるから、営業秘密領得罪(不正競争防止法21条1項3号)の成立が争われた。

不正競争防止法平成21年改正前は、営業秘密の「領得」に加えて「使用・開示」を要求していたが、不正競争防止法平成21年改正において①記録媒体等の横領、②記録媒体等の記録の複製作成、③記録媒体等の記録の消去義務に違反した上で消去を仮装した場合に限定した上で領得行為自体を処罰の対象とした。

この平成21年改正の契機となったのは、検察が起訴できなかったデンソー事件⁽²⁰⁾である。この事件では、被疑者の営業秘密領得行為は立証できるが、中国における使用・開示行為を立証することが困難であったため、結局起訴猶予で決着となった。

(17) 横浜地判平成28年10月31日 刑集72巻6号618頁 [日産自動車営業秘密漏洩事件]

(18) 東京高判(6刑)平成30年3月20日 刑集72巻6号652頁 [日産自動車営業秘密漏洩事件]

(19) 最決(二小)平成30年12月3日 刑集72巻6号569頁、判時2407号106頁、判タ1458号105頁 [日産自動車営業秘密漏洩事件]

(20) 不正競争防止法平成21年改正の契機となった事件である。

大手自動車部品メーカーのデンソーの中国人従業員が、デンソーが保有する営業秘密である図面データを大量に会社貸与のPCにダウンロードし、無断で繰り返し自宅に持ち出していた。同社が営業秘密の持ち出し事件として認識し、愛知県警がPC1台の横領罪の嫌疑で同人を逮捕したが、持ち出されたデータは残っておらず、会社貸与のPCから不正コピーしたとみられる私有のPCは破壊されていた。したがって、営業秘密の使用・開示につき確認できないため、名古屋地検は処分保留のまま釈放した。(参考：日本経済新聞平成19年4月7日、読売新聞平成19年4月6日)

不正競争防止法平成 21 年改正⁽²¹⁾は、上記に加えて、不正競争防止法 21 条 1 項 3 号に規定されていた目的要件「不正の競争の目的」を「不正の利益を得る目的で、又は保有者に損害を与える目的」（図利加害目的）に改正した。「不正の競争の目的」が、自己を含む特定の競争者を競争上優位に立たせるような目的、すなわち競争関係を要求していたが、図利加害目的は開示相手が外国政府、ネット上の書き込み愉快犯も処罰対象とし、若干条文適用を柔軟にしている。

「本罪は、営業秘密保有者から示された者が、図利加害目的をもって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて、権限なく営業秘密を営業秘密保有者の管理支配外に置く意思の発現行為に対し、刑事罰を科すものである」⁽²²⁾。

立法者は、本事件で論点となった「不正の利益を得る目的」を以下のように説明する。

「『不正の利益を得る目的』とは、公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいい、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれる」⁽²³⁾。

被告人は、「不正の利益を得る目的」は、正当な目的がないことに加え、当罰性の高い目的が認定されなければならない、転職先等で直接的又は間接的に営業秘密を参考にする目的があるなどという曖昧な目的はこれにあたらぬと主張した。

これに対し、**最高裁判所**は平成 30 年 12 月 3 日決定で、被告人の当罰性の高い目的が認定されなければならないとの主張を排除し、正当な理由が認められないという消極的事実から不正の利益を得る目的を推認できるとして構成要件充足性を認めた。最高裁が消極的事実と認定したのは以下のとおりである。

- ① 日産からいすゞへの転職直前に行われた行為であった。
- ② 当該データは日産によって秘密管理されていた。
- ③ 会社の情報を私物の PC や媒体等に保存することは禁止されていた。
- ④ 自宅に会社 PC を持ち出し私物の PC にデータを保存したが、退職直前に当該データを使って残務処理をしたことはなかった。
- ⑤ 被告人は、最終入社日の翌日に「荷物整理等のため」として出社し、3,253 件のデータファイルを複製した。

「図利加害目的」は、営業秘密領得罪を目的犯として構成して、その適用を狭めるものであるが、この最高裁決定により、目的犯の構成要件の「不正の利益を得る目的」の立証が容易になったものと思われる。

したがって、刑事事件ではあるが、被害企業にとって歓迎すべき最高裁決定であるといえる。

2.3.2 東芝事件

・東京地判平成 27 年 3 月 9 日 有罪（実刑判決）

・東京高判平成 27 年 9 月 4 日 控訴棄却

東芝 対 SK ハイニックス事件で東芝の NAND 型フラッシュメモリに係る営業秘密を流出させたサンディスクの日本人元従業員に対する不正競争防止法違反被告事件である。

東京地判平成 27 年 3 月 9 日⁽²⁴⁾は、被告人に対し、懲役 5 年、罰金 300 万円（完納できないときは労務留置）、外付けハードディスク 1 個没収の判決を下した。裁判所は、「被告人の刑事責任は重い」と指摘し、

(21) 不正競争防止法平成 21 年改正は、主に営業秘密侵害罪に関連するもので、①営業秘密侵害罪の目的要件の変更（21 条 1 項 1 号～7 号）、②営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の見直し（21 条 1 項 1 号の新設）、そして上記本文の③従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入（21 条 1 項 3 号）である。

(22) 経済産業省知的財産政策室「逐条解説 不正競争防止法 令和元年 7 月 1 日施行版」255～256 頁

(23) 前掲注 22「逐条解説 不正競争防止法」249 頁～250 頁

(24) 東京地判平成 27 年 3 月 9 日 判時 2276 号 143 頁〔東芝事件〕

被告人には執行猶予の付かない懲役刑を科した。

裁判所は、「量刑の理由」で事件の重大性を指摘している。

「本件は、被害会社らが競業他社に先んじて開発した、当時世界最小の半導体メモリである NAND 型フラッシュメモリの信頼性検査の方法や試験データ等に係る営業秘密情報を他国の競業他社に流出させた、極めて悪質な営業秘密情報開示の事案であり、我が国産業の中で重要な半導体事業の分野において技術情報の流出がなされたという意味で、社会に与えた衝撃も大きい。」

裁判所は、我が国産業の重要な半導体事業分野で、被害会社（東芝）が競業他社に先んじて開発した営業秘密を他国の競業他社へ流出させたことを踏まえて、「極めて悪質な営業秘密情報開示の事案」と断じている。

さらに、不正競争防止法の「営業秘密」の3要件の一つである「有用性」に関し、「当時年間約2兆円の市場規模であった NAND 型フラッシュメモリの製品を開発、量産する上で心臓部に当たるともいえるべきものであり、被告人が開示情報を流出させた競業他社が、同社の NAND 型フラッシュメモリの開発、量産に当たって信頼性の確保に苦慮しており、被告人に対し、前記フラッシュメモリの信頼性検査の方法等に関する被害会社らの情報を開示するよう強く求めていたことにも鑑みれば、本件開示情報に高い有用性が認められることは明らかである。」とし、約330億円の和解金支払いで決着した民事事件に触れて、「本件犯行により被害会社らの競争力が相当程度低下したことを裏付けるものであり、本件の結果は重大である。」と論結した。

裁判所は、流出した営業秘密の価値が高いこと、海外への流出であること、そして日本企業の競争力の低下を招いたこと等を犯罪の重大性の根拠としている。

また、本判決は、平成21年改正前の不正競争防止法21条1項3号を適用した。平成21年改正前の不正競争防止法21条1項3号は、営業秘密を領得等しただけでは不正競争行為の構成要件を充足せず、営業秘密の不正使用又は不正開示が必要であった。本判決では、「同年（筆者注；平成20年）7月18日頃、大韓民国京畿道利川市所在の q6 株式会社（筆者注；SK ハイニックス）において、不特定多数の同社従業員に対し、前記複製に係る『43nm NAND PE-CVD トランスファー資料』ほか9ファイル内の営業秘密を用いて被告人が作成した『Summary of Toshiba DR Experiment.ppt』ファイルをスライド映写して開示した。」等、具体的に不正開示行為を認定している。本事件では、不正競争防止法21条1項3号の不正開示行為を認定できたが、海外における行為を認定することが困難な場合も多いことから平成21年改正で不正競争防止法21条1項3号の適用が容易になる改正が行われた。

控訴審の東京高判平成27年9月4日⁽²⁵⁾も、東芝の競争力低下に関しては裏付けとなる証拠が不足している旨の指摘をしているが、結論としては一審判決を支持し、被告人の控訴を棄却した。

控訴審は、原審判決の理由を種々補足しているが、特に「営業秘密」の3要件のうち「有用性」と「非公知性」につき次のように補足した。

「（筆者注；開示情報の中には）一般的な物理・化学現象や知見に関し、本件当時公知であったことがうかがわれる情報等も含まれていると認められるが、既に述べたように、重要なのはそうした現象や知見をも踏まえて行う信頼性検査により得られた条件や試験データであり、これらが非公知である以上、既に公知であった情報等もこれらと一体のものとして高度の有用性を有しているというべきである。また、個々の公知の技術や試験方法であっても、当時 c（筆者注；SK ハイニックス）よりも微細なデザインルールの製品の量産化に成功していた b（筆者注；東芝）らがそれを採用していることが分かれば、b らと同等の技術等を用いるか、もしくはより高度の技術等を用いることにより容易に b らの水準に追いつくことが可能となるなど、開発競争上のメリットがあることも明らかである。」

(25) 東京高判平成27年9月4日 LEX/DB25541281 [東芝事件]

2.3.3 ヤマザキマザック事件

- ・名古屋地判平成 26 年 8 月 20 日 執行猶予付き有罪
- ・名古屋高判平成 27 年 7 月 29 日 控訴棄却
- ・最決（一小）平成 28 年 10 月 31 日 上告を棄却

本事件の特徴は、金属工作機械メーカーのヤマザキマザックの中国籍の従業員が、中国在住の知人に対し同社の営業秘密を売却する誘いをかけたただけであり、流出はしていないという点である。被告人は、同社の営業秘密である技術情報のファイル 6 個を図利加害目的で自己所有の外付けハードディスクにダウンロードしたと認定されたが、漏洩は成功していない。

不正競争防止法 21 条 1 項 3 号口が適用された事件で、不正競争防止法平成 21 年改正が実を結んだといえる。

検察の求刑が、執行猶予無しの懲役 2 年、罰金 100 万円であったのに対し、一審の名古屋地判平成 26 年 8 月 20 日⁽²⁶⁾は、「被告人の不正に利益を得る意思は、必ずしも強固なものであったとはいい難く、幸い本件各ファイルを含む営業秘密が流出するまでには至らなかった。」と述べ、「検察官の実刑求刑はいささか重いのであって」とした上で、懲役 2 年、執行猶予 4 年、罰金 50 万円、外付けハードディスク 1 個没収の判決を言い渡した。

被告人は、2011 年 8 月、業務上必要がないのに、不正な IP アドレスから ID、パスワードを利用して会社貸与のパソコンからヤマザキマザック本社のサーバーへアクセスし、工作機械部品の設計図面など 6 ファイルを自己所有のハードディスクに転送・複製して営業秘密を領得した。

被告人は、領得した営業秘密を知人に以下のようなチャットで売り込んだが、取引は成立せず営業秘密は流出していない。

「日本で知り合った知人であり、中国在住の q15 に対し、『最近忙しいですか』などと切り出した上、『私のところでは日本の技術を手に入れることができる』『工作機械の電機スピンドル』『あなたが売れる人を探すなら、連絡費用 20 万あげます』『国内は一般的にまだ機械スピンドルでしょ』『提供できるのは設計図一式 + 3D ファイル』『これは盗んできたものです』『捕まったら処断される』『加工センター用の電気スピンドル 30 40 50 のサイズです』『私が自分で売れば、多く稼げる』『しかし危険が大きい』（『いくらで売りたいですか？』という q15 からのメッセージに答えて、）『7, 80 万ですね』『7, 80 万ならとても安いでしょ』『こんな危険なこと、一般的な 1 年分の年収で、日本野郎はみんなやりたがらないよ』（後略）」

本件は、営業秘密の「不正使用」「不正開示」行為が認められなかったが、チャットで買い手を誘導するようなコメントを残しており、「不正の利益を得る目的」が認定されて不正競争防止法 21 条 1 項 3 号口の適用が認められた。同号が、平成 21 年改正で大幅に改正された条文であることは日産自動車事件ですでに説明した。

また、名古屋地裁は、ヤマザキマザックの申し立てを認め、不正競争防止法平成 23 年改正で新設した 26 条（公判期日外の証人尋問等）を適用して公判期日外の期日で被告人質問を実施した。不正競争防止法平成 23 年改正で新たに設けられた制度で、不正競争防止法平成 21 年改正時の国会附帯決議等が「営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを恐れて被害企業が告訴を躊躇する事態が生じている」と指摘したことに答えたものである⁽²⁷⁾。経済産業省知的財産政策室によると、このケースが「お

(26) 名古屋地判平成 26 年 8 月 20 日 LEX/DB25504719 [ヤマザキマザック事件]

(27) 公判期日外の証人尋問等は、秘匿決定との一体で新設された制度である。不正競争防止法平成 23 年改正の概要は以下のとおりである。①裁判所は、被害者等の申出により、秘匿決定（営業秘密の内容を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定）をすることができる。②裁判所は、秘匿決定をした場合には、当該事項につき、呼称等の決定をすることができる。③裁判所は、秘匿決定をした場合において、一定の要件が認められるときは、公判期日外において証人等の尋問又は被告人質問をすることができる。

そらく全国で初めて」⁽²⁸⁾とのことである。

控訴審の名古屋高判平成 27 年 7 月 29 日⁽²⁹⁾は、「不正の利益を得る目的」の有無等三点を検討したが、一審を支持して控訴を棄却した。特に、「営業秘密」の3要件の一つである「有用性」の有無について、被告人が本件工作機械の主要部品に他社の特注品が用いられていることや、部品を組み立てるには高度の技術が必要であること等を指摘して「有用性」を否定したのに対し、裁判所は次のように述べ、この主張を一蹴した。

「情報を取得する第三者において当該情報を実際に役立てられるかどうか判断の要素であるかのようにいう所論は、独自の解釈に基づくものであり、採り得ない。」

控訴審は、営業秘密を入手した第三者において、当該情報を工作機械の製造・販売等に実際に役立てることができるか否かは、「有用性」有無の判断要素ではないことを明確にした。

最決（一小）平成 28 年 10 月 31 日⁽³⁰⁾は、上告を棄却した。

2.3.4 名古屋地判令和元年 6 月 6 日 [超硬工具設計マニュアルデータ漏洩事件]⁽³¹⁾

求刑が懲役 2 年及び罰金 50 万円であったのに対し、裁判所は、懲役 1 年 2 月及び罰金 30 万円の判決を下した。執行猶予は付いていない。

被告人（中国国籍）は、被害会社従業員であり、同社の営業秘密にアクセスする権限を持っていたが、会社から貸与されていたコンピュータを操作して同社のサーバーコンピュータにアクセスし、営業秘密である超硬工具設計マニュアルデータ 164 件をダウンロードして貸与コンピュータに保存した。さらに、この貸与コンピュータからこの設計マニュアルデータ 164 件を USB メモリに記録し複製を作成する方法により、同社の営業秘密を領得した。当該 USB メモリは、発見されておらず、流出したとの立証はできていない。したがって、不正使用、不正開示があったか否かは不明なため、適用条文は、日産自動車事件、ヤマザキマザック事件と同様に不正競争防止法 21 条 1 項 3 号ロである。

被告人は、上海所在の中国企業への転職活動の一環として営業秘密領得行為に至ったと判断できると認定された。実際、上海の中国企業から内定を得ていた。

この超硬工具設計マニュアルデータは、被害会社の保有する営業秘密の中でも同社の根幹をなす技術にかかわるとともに経済的価値も特に高いものである。

被害会社は、「営業秘密とその他の情報を区分」「就業規則及び行動倫理ガイドで営業秘密漏洩を禁止」「営業秘密へのアクセス制限及びアクセス履歴の監視」等、営業秘密を適正に管理していた。

「不正競争防止法が、グローバル化する社会において企業の競争力を維持・強化するための技術的優位の重要性、アジア諸国の技術的台頭等を背景に改正されてきた経緯等に鑑みると、本件のような貴重な技術の流出が懸念される事案においては、特に一般予防の見地から厳しい態度で臨む必要があるから、被告人に対しては、懲役刑については実刑はやむを得ないところであるし、また、本件の動機・目的にも照らすと、相当額の罰金刑の併科もやむを得ない。」

(28) 読売新聞 2014 年 6 月 10 日

(29) 名古屋高判平成 27 年 7 月 29 日 高等裁判所刑事裁判速報集 [ヤマザキマザック事件]

(30) 最決（一小）平成 28 年 10 月 31 日 LEX/DB25544875 [ヤマザキマザック事件]

(31) 名古屋地判令和元年 6 月 6 日 裁判所 HP [超硬工具設計マニュアルデータ漏洩事件]

2.3.5 名古屋高判令和3年4月13日 [水性ケンエース原料・配合量データ漏洩事件]⁽³²⁾

・名古屋地判令和2年3月27日

本事件も、営業秘密の中国への流出の疑いがある事件で、一審の名古屋地判令和2年3月27日⁽³³⁾は、「懲役2年6月及び罰金120万円。執行猶予3年。」の判決を下した。本判決は、その控訴審である。

c社部長の被告人aが、c社の親会社であるb社のコンピュータ・ネットワークのデータベースにアクセスし（アクセス権限は与えられていた）建築用塗料である水性ケンエースの原料・配合量データ等を被告人aのUSBに保存し、b社の競合会社であるd社の従業員に開示した営業秘密漏洩事件である。

裁判所は、営業秘密の定義中の「秘密管理性」につき、本件のような技術情報と顧客名簿等の商業上の秘密情報では、判断が異なると指摘した。

「弁護士指摘の裁判例はいずれも顧客名簿等の商業上の秘密情報に係るものであり、本件とは事案を異にする。（中略）従業員による営業秘密の侵害が問題となる事案において、情報の集積結果である顧客名簿等のみならず個々又は一部の顧客情報を秘密情報とするかという事業者の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員に明確に示され、その認識可能性が確保される必要があるといえる。」

「これに対して、本件のような技術情報に係る営業秘密は、直接開発に従事した従業員はもとより、そのような情報へのアクセスを許可された従業員も、事業者が当該情報を秘密として管理し外部への漏えいを禁じる意思や利益を有していることやその範囲を容易に認識し得るといえることからすれば、顧客情報等のようにどのような情報を秘密情報とするかを明確にする管理措置を問題にする必要はないものというべきである。」

控訴審は、営業秘密の「秘密管理性」につき、技術情報を商業上の秘密情報と区別して、開発従業員等は秘密であることを容易に認識しうるものであり「管理措置を問題にする必要」は多くないと指摘している。

また、営業秘密の定義中の「非公知性」と高額な費用と相当な期間を要するリバースエンジニアリングの関係につき一審が以下のように述べて「非公知性」を肯定し、控訴審もこれを認めた。

「リバースエンジニアリングによって本件各塗料の配合情報について具体的な原料やその配合量まで特定することは、不可能とまでは断定できないにしても、そのためには相当高額な費用と相当な期間をかけることが必要であると認められる。したがって、リバースエンジニアリングによっても容易に本件情報を知ることができるとはいえず、本件情報の非公知性は失われぬ。」

2.3.6 大阪地判令和3年8月18日 [積水化学工業事件]⁽³⁴⁾

この事件も、中国への営業秘密漏洩事件である。裁判所は、被告人に対し「懲役2年及び罰金100万円、執行猶予4年」の判決を言い渡した。

裁判所は、「被告人が使用するパーソナルコンピュータから、同社の営業秘密であるE製造におけるGに必要な設備機器が記載された『H』と題する被告人作成のファイルデータを、中華人民共和国のI有限公司の担当者であるJに不正の利益を得る目的で同国において被告人からの開示によって同ファイルデータを取得して使用する目的があることの情を知って、送信して開示した」と認定した。

超硬工具設計マニュアルデータ漏洩事件と同様に、裁判所は、営業秘密の海外流出に危機感を示し以下のように述べた。

「営業秘密が国外へと流出するリスクが高まる中、営業秘密が国外に流出した場合の悪影響を考慮し、国外流出に対して強い抑止力を働かせる必要があるとの観点から、国外流出に係る営業秘密侵害罪については

(32) 名古屋高判令和3年4月13日 LEX/DB 25569572 [水性ケンエース原料・配合量データ漏洩事件]

(33) 名古屋地判令和2年3月27日 裁判所 HP [水性ケンエース原料・配合量データ漏洩事件]

(34) 大阪地判令和3年8月18日 裁判所 HP [積水化学工業事件]

罰金刑の上限額が引き上げられていることに鑑みれば、被告人が本件各犯行によって経済的な利益を得たとは認められないことを踏まえても、一般予防の見地から、被告人に対しては、罰金刑を併科するのが相当である。」

3. その他の保護

企業内の秘密情報は、不正競争防止法の他、民法等による保護、秘密保持契約その他の契約や就業規則等の企業内規則によって、保護を受けることができる。

3.1 民法による保護

企業内の秘密情報漏洩が、民法709条が規定する不法行為に該当する場合には、損害の賠償という形で救済する手段が用意されている。ただし、民法709条は、差止請求権までは認めていないし、不正競争防止法上の特別な損害額の算定方法や推定規定は適用されない。

3.2 秘密保持契約その他契約の秘密保持条項による保護

技術提携契約や共同研究開発契約を締結するか否かの判断の段階で自社の秘密情報の一部を開示したり、相手方の秘密情報の開示を受けたりする場合、事前に秘密保持契約を締結することが多い。また、資材取引基本契約や共同研究開発契約等契約全般に秘密保持条項が規定されている。

秘密保持契約書締結や秘密保持条項は、実質的に秘密情報の漏洩を防ぐだけでなく、営業秘密の定義中の「秘密管理性」や「非公知性」認定の根拠ともなり得る。

秘密保持義務が規定してあれば、債務不履行を理由に秘密情報の侵害行為の差止めが可能であるし、損害賠償の請求により救済されうる。ただし、上記のとおり、少なくとも秘密保持義務の残存条項については、契約上で定義されている秘密情報に不正競争防止法上の「営業秘密」の3要件充足を要すると解される場合があるので、企業等秘密情報保有者は注意する必要がある。

3.3 企業内の秘密保持規程・就業規則等による保護

企業は、通常、就業規則や会社内秘密保持規程で従業員に秘密保持義務を負わせているし、多くの企業では、個々の従業員から秘密保持契約書等の提出を受けているので、これらに違反する行為が行われれば、その責任を問うことができる。

また、退職後の従業員については、退職後の秘密保持義務や競業避止義務について規定している契約書を退職時に提出してもらっている場合が多く、これらが責任を問う根拠となり得る。企業秘密漏洩事件の多くが、退職後の従業員によるものであることを考えれば企業側の従業員退職時の対応は重要である。

従業員・元従業員に対しては、債務不履行責任を問うことにより差止めや損害賠償請求ができる場合があるし、社内規程に基づき、懲戒解雇処分（例えば、大阪地判平成29年10月19日 [アルミナ長繊維営業秘密事件]）、退職金の返還請求等ができる場合がある。

3.4 不正アクセス禁止法による保護

不正アクセス禁止法2条4項は「不正アクセス行為」を定義し、3条は「何人も、不正アクセス行為をしてはならない。」と定めて不正アクセス行為を禁止している。さらに不正アクセス禁止法11条は「第3条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と規定して刑事罰を科す旨明確にしている。不正アクセス禁止法2条4項によれば、他人の識別符号を悪用して、本来アクセスする権限のないコンピュータに侵入して企業の秘密情報を取得する場合等は、結局、秘密漏洩事件を構成する。

不正アクセス行為は、上記のとおり、不正競争防止法21条1項1号括弧書きで、「管理侵害行為」の一つ

として明示されているので、不正アクセス行為により他人の営業秘密を取得した場合、不正競争防止法上の営業秘密侵害罪と不正アクセス禁止法違反の両方に問われる可能性がある。

3.5 個人情報保護法による保護

社会のニーズに合わせて、個人情報保護法は頻繁に改正されており、世間の注目も集めている。

特定の企業が「個人情報取扱事業者」に該当する場合は、個人情報保護法が適用されることがある。ここで「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいう（個人情報保護法16条2項）。

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたもの等をいう（個人情報保護法16条1項1号、2号）。

したがって、ある企業の顧客名簿等の情報データが「個人情報データベース等」に当たる場合、当該企業は「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報保護法の適用を受ける可能性があることとなる。

ここで「個人情報」とは、個人情報保護法2条1項に規定されており、「生存する個人に関する情報であつて」、①「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…中略…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、または②「個人識別符号が含まれるもの」をいう。さらに、「要配慮個人情報」「匿名加工情報」、さらに令和3年改正（令和4年4月1日施行及び令和5年4月1日施行予定）で追加された「仮名加工情報」「個人関連情報」がある。

個人情報保護法23条は、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

さらに個人情報保護法24条は、「個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」と規定し、個人情報取扱事業者に重い責任を課している。

個人情報取扱事業者において個人データ漏洩事件が起こった場合は、多数の個人情報データベース等に掲載されている個人から損害賠償請求を受けたり、罰則（個人情報保護法8章）の適用を受けたりする場合がある。

4. おわりに

以上、近年の秘密情報に関する民事・刑事の裁判例を、不正競争防止法適用事例を中心にみてきた。

その結果、近年の我が国企業の営業秘密管理は、不正競争防止法平成2年改正時に比して充実してきており、小規模でもISO認証まで取得している企業も見られた（RF信号自動切替器ソースコード事件）。大企業に至っては、多様な秘密管理措置が実行されており、裁判上で、営業秘密の秘密管理性が問題となるケースは少なかったといえる。

また、本稿では、主に「技術情報」漏洩事件を検討してきたが、「技術情報」は、特に漏洩被害企業の企業存立に係る根幹技術の漏洩事件が多く、しかも主に退職者の故意による漏洩が主流であった。

一般的に「技術情報」漏洩事件は、スケールが大きく、被害企業に与える損害が莫大である。判決に到らず和解で決着しているが、新日鐵住金 対 POSCO 社事件では、新日鐵住金の中でも極めて重要な電磁鋼板の技術⁽³⁵⁾

(35) 日本製鉄（旧新日鐵住金）は、令和3年10月14日付で中国宝武鋼鐵集団の子会社宝山鋼鐵とトヨタ自動車が無方向性電磁鋼板特許権侵害を理由に東京地方裁判所に対し訴訟を提起した。特に顧客のトヨタ自動車に対して仮処分の申し立てまでしたとして話題になっている。特許権侵害訴訟の相手会社とPOSCO社を経由して営業秘密漏洩の相手方である疑いのある中国の会社とが、ともに宝山鋼鐵で、しかも方向性と無方向性の相違があるが、電磁鋼板技術であることを考えると電磁鋼板技術が日本製鉄にとって会社の柱の技術であることが容易に想像できる（令和3年10月14日付日本製鉄及びトヨタ自動車ニュースリリース参照）。

が漏洩の対象となり、また東芝 対 SK ハイニックス事件では、当時の東芝の最重要技術の一つである NAND 型フラッシュメモリ技術⁽³⁶⁾が漏洩の対象となった。両者ともに、日本円で 300 億円以上の高額和解で決着している。

さらに、漏洩した者にも前者では民事で 10 億 2300 万円の損害賠償判決、後者では刑事で懲役 5 年の実刑判決と、営業秘密漏洩は割に合わないことを明確にした。

両事件共に事件以前から国際的提携関係にあった会社同士の漏洩であり、日ごろの付き合いから漏洩の誘惑を招きやすいとも言え、日本企業と外国の競業企業間の提携関係のルール作りを深掘りする必要があるものといえる。

以下、検討してきた裁判例から明らかとなった点を、いくつかの項目に分けてまとめてみる。

4.1 営業秘密該当性

不正競争防止法上の「営業秘密」は、不正競争防止法 2 条 6 項に定義されている。そして、「営業秘密」該当性の問題は、民事的保護と刑事的保護で基本的に何も変わらないと考えるべきである。人権問題に注意が必要であるからといって、営業秘密該当性を刑事事件だけ厳格にする必要はなく、実際の裁判例も両者を区別していないものと思われる。

4.1.1 秘密管理性

営業秘密 3 要件のうち、従来から、主に民事事件において秘密管理性の基準のあいまいさが問題となり紆余曲折があったが、顧客名簿等の営業情報と区別して、技術情報に係る秘密を開発担当従業員・開発担当元従業員等が漏洩した場合、厳格に秘密管理性を要求する必要はないと考えるのが、近年の複数の裁判例の傾向といえる。

秘密管理性要件は、従来から「営業秘密保有企業の秘密管理意思が、秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある」⁽³⁷⁾、つまり、企業が秘密管理措置を講じること（自助努力）によって従業員に秘密管理意思を明示し、従業員も企業の秘密管理意思を認知できる必要があると考えられてきた。

しかし、開発担当（元）従業員等は、当該技術に精通しているのであるから、営業秘密であることを当然に認知していると考えられ、企業が自助努力としてある程度の秘密管理措置を講じていれば秘密管理意思を明示しており、開発担当（元）従業員等は企業の秘密管理意思を認知しているといえるからである。

刑事事件の名古屋高判令和 3 年 4 月 13 日 [水性ケンエース原料・配合量データ漏洩事件]は、秘密管理性に関し、商業上の秘密情報と技術情報とは「(略) 事案を異にする。」と指摘し、「技術情報に係る営業秘密は、直接開発に従事した従業員はもとより、そのような情報へのアクセスを許可された従業員も、事業者が当該情報を秘密として管理し外部への漏えいを禁じる意思や利益を有していることやその範囲を容易に認識し得るといえることからすれば、顧客情報等のようにどのような情報を秘密情報とするかを明確にする管理措置を問題にする必要はないものというべきである。」と述べている。新日鐵住金 対 POSCO 社事件の電磁鋼板技術や東芝 対 SK ハイニックス事件の NAND 型フラッシュメモリ技術に関し、開発担当従業員等が営業秘密であることを認識していない等ということは、ありえないというべきである。一方で、顧客名簿の漏洩が問題となった、比較的初期の東京地判平成 16 年 4 月 13 日 [ノックスエンタテインメント事件] (民事事件)⁽³⁸⁾では、秘密情報とそれ以外の区別がなかったこと等によって原告の秘密管理が否定されている。

また、コンピュータのソースコードが、上記のRF 信号自動切換器ソースコード事件のように漏洩の対

(36) NAND 型フラッシュメモリ技術は、平成 18 年 7 月に発明者で元従業員舩岡富士雄氏と東芝の間で約 8700 万円で和解した職務発明訴訟の対象技術である。

(37) 経済産業省「営業秘密管理指針」平成 31 年 1 月 23 日改訂 6 頁

象となることも多い。市場に出るオブジェクトコードはともかく、ソースコードは、本来は金庫に格納し厳重に管理しておくべきものであることは開発担当者の常識ともいえるものであるから、保有者のある程度の自助努力を前提として、原則として秘密管理性を充足すると考えるべきである。大阪地判平成 25 年 7 月 16 日 [Full Function ソースコード事件]⁽³⁹⁾は以下のように述べた。

「本件ソースコードの管理は必ずしも厳密であったとはいえないが、このようなソフトウェア開発に携わる者の一般的理解として、本件ソースコードを正当な理由なく第三者に開示してはならないことは当然に認識していたものと考えられる（略）」

4.1.2 非公知性

「非公知性」とは、「保有者の管理下以外では一般に入手できない状態」⁽⁴⁰⁾と説明されている。営業秘密の多くは、生産技術、製造ノウハウである。企業がある技術の特許出願するか営業秘密として保有するかを判断するときに工場の中だけで実施する生産技術、製造ノウハウは、通常、営業秘密に分類される。したがって、あるまとまりのある技術情報の一部に特許発明が含まれ、周辺に製造ノウハウ等が含まれることが多い。一部に特許発明が含まれているからといって、当該技術情報が営業秘密としての非公知性を充足しないとすれば、基幹技術の営業秘密保護はかなりの困難をとまなうものと言わざるを得ない。

日本製鉄 対 元従業員訴訟の控訴審（知財高判令和 2 年 1 月 31 日）は、この理を認め「非公知性」充足を認定した。

知財高裁の非公知性に関するこの判断は、一部に公知情報が含まれている営業秘密の非公知性該当性判断に関する立法者の判断と一致する。経済産業省編集の「逐条解説 不正競争防止法」⁽⁴¹⁾は、この論点につき以下のように説明する。

「『営業秘密』とは、様々な知見を組み合わせて一つの情報を構成していることが通常であるが、ある情報の断片が様々な刊行物に掲載されており、その断片を集めてきた場合、当該営業秘密たる情報に近い情報が再構成され得るからといって、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない。なぜなら、その断片に反する情報等も複数あり得る中、どの情報をどう組み合わせるかといったこと自体に有用性があり営業秘密たり得るからである。複数の情報の総体としての情報については、組合わせの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮し、営業秘密保有者の管理下以外で一般的に入手できるかどうかによって判断することになる。」

さらに、リバースエンジニアリングと非公知性については、水性ケンエース原料・配合量データ漏洩事件が、リバースエンジニアリングが可能であるとしても費用が高額で分析に相当な期間を必要とする場合は、

(38) 東京地判平成 16 年 4 月 13 日 判時 1862 号 168 頁、判タ 1176 号 295 頁 [ノックスエンタテインメント事件]
本事件は、漏洩の対象が技術情報ではなく、顧客リスト、登録アルバイト員リスト、アルバイトの登録表、見積書等である。これら顧客リスト等の携帯を許されていた従業員が退職時に当該顧客リスト等を返却しないで流用した営業秘密漏洩事件といえる。

顧客リスト等は、従業員全員（4 名）が閲覧可能なパソコンに保存され、パソコンにはパスワードの設定はなかった。しかも、原告は、顧客リスト等をプリントアウトした顧客リスト（コピー）を全従業員に配布、従業員の自己管理に任せていた。パソコンにはアクセス制限なく、配布資料の番号管理もなく、配布資料の回収もしていなかった。

裁判所は、複数あるコピーの一部を扉付き書棚中の書類キャビネットの「持ち出し厳禁」「社外秘」の表示のある引出しに収めていても、他のコピーが管理されていないのであるから秘密管理性は認められないと論結した。

当時の小規模企業の秘密管理の実態が露呈された事件である。

(39) 大阪地判平成 25 年 7 月 16 日 判時 2264 号 94 頁 [Full Function ソースコード事件]

裁判所は、ソースコードは常識として秘密と認識されているとして「秘密管理性」を肯定したが、結論として原告の請求を棄却している。

(40) 前掲注 37 「営業秘密管理指針」17 頁

(41) 前掲注 22 「逐条解説 不正競争防止法」47 頁

リバースエンジニアリング不可能と同様に非公知性は失われない旨、明確にしている⁽⁴²⁾。

さらに、**靴木型事件**では、市場に出ている革靴から全く同一の形状・寸法の木型を再現することは不可能として靴木型に係る設計情報を取得することはできず、したがって非公知性要件は充足すると判決している。

化学的なものだけでなく、コンピュータプログラムに関しても、市場に出ているオブジェクトコードをリバースエンジニアリングする場合も、著作権法上の問題（著作権法 30 条の 4）は別にして、非公知性との関係では同様のことがいえるものとする。

4.1.3 有用性

営業秘密の「有用性」要件は、「秘密管理性」「非公知性」の両要件が充足されると判断される事例では、ほとんど否定されることはないといえる。

東芝の営業秘密を流出させたサンディスク元従業員に対する不正競争防止法違反被告事件の控訴審、**東京高判平成 27 年 9 月 4 日**は、SK ハイニックスよりも微細なデザインルールの製品の量産化に成功している東芝が、当該技術を採用しているという情報自体がSK ハイニックスにとって開発競争上のメリットがあると述べ、一部公知の技術が混じっていても一体として「高度の有用性」を有していると論結している。

一方、ヤマザキマザック事件の控訴審、**名古屋高判平成 27 年 7 月 29 日**は、対象営業秘密を入手した会社等が当該営業秘密を実際に役立てることができるかどうかは「有用性」有無の判断には無関係である旨、明確にしている。「有用性」は、あくまで客観的有用性でなければならない。

営業秘密管理指針⁽⁴³⁾は、「『有用性』が認められるためには、その情報が客観的にみて、事業活動にとって有用であることが必要である。（後略）」とし、「『有用性』の要件は、公序良俗に反する内容の情報（脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な情報）など、秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護することに主眼がある。」と解説している。

法律上保護されるべき広い意味での商業的価値を保護するための要件が「有用性」要件といえることができる。

4.2 退職時の秘密保持契約・秘密保持条項

退職後の元従業員に対し秘密保持契約の残存条項で秘密保持義務を課している場合は、「その内容が合理的で、被用者の退職後の行動を過度に制約するものでない限り」（**東京地判平成 29 年 10 月 25 日 [取引先等の機密情報事件]**）有効と解されている。古い判決ではあるが、**東京地判平成 14 年 8 月 30 日 [ダイオーズサービス事件]**⁽⁴⁴⁾は、退職後の秘密保持義務や競業禁止義務に関し、「労働者の職業選択又は営業の自由を不当に制限」することにならない範囲での合理性を要求し、次のように判示している。

「（略）労働契約終了後も一定の範囲で秘密保持義務を負担させる旨の合意は、その秘密の性質・範囲、価値、当事者（労働者）の退職前の地位に照らし、合理性が認められるときは、公序良俗に反せず無効とはいえないと解するのが相当である。」

日本製鉄 対 元従業員事件判決は、退職時の原告と転属先の日鐵プラント設計との間で締結した秘密保持

(42) 初期の同旨の判決として**大阪地判平成 15 年 2 月 27 日裁判所 HP [セラミックコンデンサー積層機事件]**がある。曰く「仮にリバースエンジニアリングによって本件電子データに近い情報を得ようとするれば、専門家により、多額の費用をかけ、長期間にわたって分析することが必要であるものと推認される。したがって、本件電子データは、原告のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の相当台数が秘密保持契約なしに販売されたことによって公知になったとはいえない。」

一方で、リバースエンジニアリングが容易との理由で「非公知性」を否定した判決として**大阪地判平成 28 年 7 月 21 日 (A 事件：平成 26 年 (ワ) 第 11151 号、B 事件：平成 25 年 (ワ) 第 13167 号) 裁判所 HP [錫器事業協同組合等事件]**がある（特に A 事件）。

(43) 前掲注 37 「営業秘密管理指針」16 頁

(44) 東京地判平成 14 年 8 月 30 日 労働判例 838 号 32 頁 [ダイオーズサービス事件]

契約につき、その有効性を認めて、当該営業秘密の重要性を知悉していたとの推認の根拠（秘密管理性）とするとともに、「原告との秘密保持の契約に反し、自ら利益を得る目的で、本件技術情報を POSCO に開示したものと認められる。」と述べ、債務不履行及び不正競争行為の根拠にも使っている。

一方で、東京地判平成 29 年 10 月 25 日〔取引先等の機密情報事件〕は、たとえ秘密保持契約で保有者が秘密保持契約の対象を指定すると規定していても、不正競争防止法上の「営業秘密」の 3 要件を充足するものだけが秘密保持契約の対象であると絞りをかけている。本判決は顧客・営業情報であるが、大阪地判平成 24 年 12 月 6 日〔攪拌造粒機事件〕では技術情報についても同様に上記 3 要件を要求している。ダイオードサービシーズ事件判決が要求する「合理性」判断の一つの指標となるものと思われる。

4.3 差止めの対象

日本製鉄 対 元従業員訴訟の主文は、あくまで営業秘密を「自ら使用し、又は第三者に使用させてはならない」「第三者に開示してはならない。」と判示している。大阪地判平成 29 年 10 月 19 日〔アルミナ長繊維営業秘密事件〕も同様である。技術情報漏洩事件の多くは転職がらみであるから営業秘密に関する不正行為の差止め以外に不正競争防止法 3 条 2 項に基づいて転職・相手方企業への就職を差止めることが効果的である。アルミナ長繊維営業秘密事件は、特に原告会社にとっては、懲戒解雇したにもかかわらず競業会社へ実質的に転職していたのであるから、競業会社への就職を差止めたいと思うのが自然であるが、差止請求権の性質上、解釈論としては認められない模様である。

特許権侵害差止請求事件ではあるが、最判（二小）平成 11 年 7 月 16 日〔生理活性物質測定法事件〕⁽⁴⁵⁾で、特許法 100 条 2 項にいう「『侵害の予防に必要な行為』とは、特許発明の内容、現に行われ又は将来行われるおそれがある侵害行為の態様及び特許権者が行使する差止請求権の具体的内容等に照らし、差止請求権の行使を実効あらしめるものであって、かつ、それが差止請求権の実現のために必要な範囲内のものであることを要するものと解するのが相当である。」としている。この見解を営業秘密に当てはめると、差止請求権は営業秘密の使用・開示を止める範囲に限定されるものと解される。

企業が、退職時に競業避止義務を明示した秘密保持契約を締結しておく手段も考えられるが、競業避止義務の有効性等については憲法上の「職業選択の自由」との関係で議論のあるところである⁽⁴⁶⁾。

ただし、立法論としては、競合会社への就職の禁止や顧客名簿掲載相手との全面的取引停止等の法的手段も必要かもしれない。

4.4 刑事罰

不正競争防止法上の刑事罰が法改正により年々強化され、それとともに営業秘密漏洩に係る刑事事件も目立ってきた。令和 4 年 9 月 30 日には、警視庁が、回転寿司大手の「はま寿司」の仕入れ価格等の営業秘密

(45) 最判（二小）平成 11 年 7 月 16 日民集 53 卷 6 号 957 頁〔生理活性物質測定法事件〕は次のように述べた。「同項（特許法 100 条 2 項）にいう『侵害の予防に必要な行為』とは、特許発明の内容、現に行われ又は将来行われるおそれがある侵害行為の態様及び特許権者が行使する差止請求権の具体的内容等に照らし、差止請求権の行使を実効あらしめるものであって、かつ、それが差止請求権の実現のために必要な範囲内のものであることを要するものと解するのが相当である。これを本件について見るに、上告人医薬品が、侵害の行為に供した設備に当たらないことはもとより、侵害の行為を組成した物に当たるといってもできない。また、【要旨第三】本件発明が方法の発明であり、侵害の行為が本件方法の使用行為であって、侵害差止請求としては本件方法の使用の差止めを請求することができるにとどまることに照らし、上告人医薬品の廃棄及び上告人製剤についての薬価基準取載申請の取下げは、差止請求権の実現のために必要な範囲を超えることは明らかである。したがって、被上告人の上告人に対する前記（2）及び（3）の請求も認容することができないものである。」

(46) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「人材を通じた技術流出に関する調査研究報告書」（平成 24 年度 経済産業省委託調査 平成 25 年 3 月）参照。また、競業避止義務を否定した裁判例として前掲大阪地判平成 28 年 7 月 21 日（A 事件平成 26 年（ワ）第 11151 号、B 事件平成 25 年（ワ）第 13167 号）裁判所 HP〔錫器事業協同組合等事件〕がある（特に B 事件）。

漏洩を理由に、競業の「かっぱ寿司」運営会社カッパ・クリエイティブ社長等幹部を逮捕する事件も発生している。この事件で警視庁は、不正競争防止法 22 条の両罰規定⁽⁴⁷⁾を適用して法人「かっぱ寿司」をも書類送検する方針と報道されている⁽⁴⁸⁾。本事件は始まったばかりで、今後の検察、裁判所の姿勢が注目されるが、営業秘密漏洩事件に関し警察は企業本体に対しても厳しい姿勢で臨んでいると考えられ、転職を受け入れる側の企業は、営業秘密漏洩の問題を会社のコンプライアンスの問題としてさらに重要視する必要があるといえる。

また、特に刑事事件の裁判所は、執行猶予を付けない等、海外への営業秘密流出に厳しい。海外への流出によって我が国企業の産業競争力が弱体化されるのを危惧しているからである。

しかも上記のとおり、大きな企業同士の漏洩事件では、もともと提携関係にあった海外企業への流出も目立っている。営業秘密問題は、オープン・イノベーションの時代の最重要問題の一つといっても過言ではない。

以上

(47) 不正競争防止法 22 条は以下のように規定する。「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。(後略)」いわゆる両罰規定である。罰金の上限額は不正競争防止法平成 27 年改正で、3 億円以下から 5 億円以下に引き上げられた。

なお、両罰規定の対象からは、不正競争防止法 21 条 1 項 3 号ないし 6 号の 4 類型は除かれており、この類型に含まれる違法使用行為（不正競争防止法 21 条 1 項 4 号ないし 6 号）によって生産されたものを、譲渡・輸出入等する行為も除外されている。

(48) 朝日新聞 2022 年 9 月 30 日、10 月 1 日、10 月 3 日等。